

共同住宅等に設置する各戸メーター設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、共同住宅等（公営住宅は除く）に設置する各戸メーターの規格、設置方法その他必要な事項について定める。

(定義)

第2条 各戸メーターとは、共同住宅等で戸別に検針を行うために用いる水道メーターで、直読式メーター及び遠隔式メーターに分けられる。

(一) 直読式メーター

直読式メーターとは、メーターの指針をメーター設置位置において直接読み取るための水道メーターのことをいう。

(二) 遠隔式メーター

遠隔式メーターとは、メーターの指針をメーター設置位置から離れた場所で読み取るための装置で、遠隔指示装置付水道メーター、集中検針盤及び伝送線等により構成されるすべてのものをいう。

(各戸メーターの仕様)

第3条 各戸メーターの仕様は次のとおりとする。

(一) 直読式メーター

直読式メーターの本体は、岸和田水道センター（以下「水道センター」という。）の「共同住宅等に設置する各戸メーター仕様書」に適合した水道メーターとする。

(二) 遠隔式メーター

遠隔式メーターの本体は、水道センターの「共同住宅等に設置する各戸メーター仕様書」に適合した遠隔指示装置付水道メーターとする。また、集中検針盤についてはポータブルプリンタ接続用の丸型コネクタを備えたものとする。

(適正計量の確保)

第4条 給水装置又は設備に使用する材料、器具及びその使用方法是、各戸メーターの適正計量を確保するため、水道法で定める認証製品でなければならない。

(各戸メーターの設置)

第5条 各戸メーターの設置については、次のとおりとする。

(一) 各戸メーターの設置数は、次に定めるものであること。

ア 各戸メーター本体の設置数は申込み戸数であること。

イ 遠隔式メーターを使用する際には、原則として一建物に一箇所、集中検針盤を取付けること。

(二) 各戸メーターの設置場所は、次に定めるものであること。

ア 検針、取替作業等が容易に行なうことが出来る場所。

イ 損傷の危険がない場所。

ウ 火気、電らん、その他危険物等の近くでない場所。

(三) 各戸メーターの設置方法は、次に定めるものであること。

ア 各戸メーター本体は水平に設置されていること。

イ 各戸メーター本体の一次側には伸縮継手および逆止機能を備えた直結止水栓が取付けられていること。

ウ 集中検針盤は表示部が地上から高さ 1.5 メートル程度になるように設置すること。

(実施の細目、委任)

第6条 この基準の施行について必要な事項は、水道センター所長が定める。

共同住宅等に設置する各戸メーター仕様書

1. 概要

この仕様書は、共同住宅等に設置する各戸メーター（以下「メーター」という。）の規格、その他必要な事項について定めるものである。

2. 規格

呼び径	20	25	30	40B
定格最大流量 (Q_3 : m^3/h)	4.0	6.3	10	16
計量範囲 (Q_3/Q_1)	100	100	100	100
全 長 (mm)	190	225	230	245
構 造	乾式接線流羽根車式複箱型			乾式たて形軸流 羽根車式
取付ネジ	上水ネジ			

3. 指示部（直読式）

呼び径	20	25	30	40B
表 示	デジタル・アナログ併用表示(4桁)		デジタル・アナログ併用表示(5桁)	

4. 遠隔指示装置（遠隔式）

- エンコーダ方式
- 電子式指示方式（8ビット通信機能：東京都水道局電文仕様 Ver. 2. 6a 準拠）

5. 構造・材質

- メーター及び付属品に使用する部品は、計量法及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。
- メーターケースの材質は鉛レス銅合金を使用し、鉛の浸出性能基準は、鉛の量に関して 0.01 mg/l 以下を8年間保持するものとする。メーターの上ケースと下ケースは同じ材質のものを使用すること。また、原則として、2回以上の修理が可能であるものとする。
- メーターの内部部品は、水質に影響をおよぼさない耐食性、耐摩耗性に優れた材質を用いるものとする。

6. 塗装

メーターケースは無塗装とし、無着色透明の酸化防止処理を施すこと。

7. 表示項目

- メーターの下ケースには、口径、 casting 年（西暦の下2桁）、材質記号、製造メーカー記号及び流れの方向を鋳出し表示すること。材質記号は表1のとおりとする。
- メーター番号は岸和田水道センターの指定するメーター番号をメーターの上ケースと上蓋表面に打刻又はシールの貼付により表示するものとする。

表 1 材質記号

鉛レス銅合金材質	材質記号
鉛をビスマス (Bi) で代替した銅合金	B
鉛をシリコン (Si) で代替した銅合金	E

8. 検定及び検定満期満了の表示

1) メーターには次の何れかの証印を付する。

① 計量法第 72 条第 1 項に規定する検定証印

② 計量法第 96 条第 1 項に規定する基準適合証印

2) 検定満期の満了表示は、メーターの蓋裏面にシールで表示すること。